

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年4月21日

京都市長職務代理者 京都市助役 毛利 信 二

京都市規則第2号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第7条政策推進室の款政策企画課の項第4号中「全国総合開発計画」を「国土形成計画」に改める。

第14条都市景観部の款開発指導課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号から第19号までを2号ずつ繰り上げ、同条建築指導部の款指導課の項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例による事務に関すること。

附 則

この規則は、平成18年4月24日から施行する。

(総務局総務部文書課)